

国土利用計画（岐阜県計画）

—— 第 四 次 ——

岐 阜 県

国土利用計画（岐阜県計画） 第四次

目 次

前 文	-----	1
1 県土の利用に関する基本構想	-----	2
(1) 県土利用の基本方針	-----	2
ア 県土利用の基本理念	-----	2
イ 県土利用をめぐる諸状況の変化	-----	2
ウ 県土利用の課題	-----	3
エ 持続可能な県土管理の基本方向	-----	3
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向	-----	5
ア 都市	-----	5
イ 農山村	-----	5
ウ 自然維持地域	-----	5
(3) 利用区分別の県土利用の基本方向	-----	6
ア 農用地	-----	6
イ 森林	-----	6
ウ 原野	-----	6
エ 水面・河川・水路	-----	6
オ 道路	-----	6
カ 宅地	-----	7
キ その他	-----	7
2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要	-----	8
(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	-----	8
(2) 地域別の概要	-----	10

3	2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	15
(1)	県土利用の量的調整に関する措置	15
ア	土地利用の転換の適正化	15
イ	土地の有効利用の促進	15
(2)	県土利用の質的向上に関する措置	17
ア	安心して暮らせる県土の構築	17
イ	環境の保全と美しい県土の形成（「清流の国」づくり）	17
ウ	活力ある県土の構築	18
(3)	総合的マネジメントに関する措置	18
ア	公共の福祉の優先	18
イ	国土利用計画法等の適切な運用	18
ウ	地域整備施策の推進	19
エ	県民との多様な連携による県土管理	19
オ	県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	19
カ	指標の活用	19
	参考資料	20

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岐阜県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関し基本的事項を定めるものであり、国が定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び市町村が定める土地の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関する行政上の指針となるとともに、市町村計画及び岐阜県土地利用基本計画の基本となるものです。

なお、この計画は、全国計画の改定及び社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針 ～「持続可能な県土管理に向けて」～

ア 県土利用の基本理念

本県北部の飛騨地域は、御嶽山、乗鞍岳、奥穂高岳など標高3,000mを超える山々が連なっています。一方、南部の美濃地域は濃尾平野に木曾川、長良川、揖斐川が流れています。

このように、自然に恵まれている岐阜県は古くから「飛騨の山」、「美濃の水」という意味で「飛山濃水の地」と呼ばれています。その多様な自然は、県民の多くが自慢に思う「ふるさとの誇り」となっており、特に、県土面積の約8割を占める森林が生み出す豊かな水は、全国有数の美しさを誇る川から海に通ずる豊かな清流となり、様々な文化を育んできました。

この先人のたゆみのない努力によって守り育てられた自然豊かな県土の利用にあたっては、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、諸状況の変化を踏まえ総合的かつ計画的に行わなければなりません。

イ 県土利用をめぐる諸状況の変化

今後の県土の利用を計画するにあたっては、県土利用をめぐる次のような諸状況の変化を考慮する必要があります。

【人口減少社会の到来と高齢化の進展】

岐阜県の総人口は既に増加から減少に転じ、少子化が進行している一方、65歳以上の高齢者率は上昇しています。

このような人口減少と高齢化の進展の中で、県全体としては市街化の圧力は弱まり、農地、森林から宅地等への土地利用転換が鈍化することが見通されますが、一部の収益性や利便性の高い地域において土地需要は見込まれます。

また、都市においては、人口の減少による中心市街地の空洞化、増加する低未利用地等により土地利用効率の低下が懸念されます。

【交通ネットワークの形成】

東海環状自動車道東回り区間の開通、東海北陸自動車道の全通、中部国際空港の開港等につき、東海環状自動車道西回り区間や中部縦貫自動車道等の工事が進められており、交通ネットワークが充実しつつあります。

さらに、概ね2025年頃を目途に東京・名古屋間を結ぶ中央新幹線の整備の計画が進んでおり、地域経済への大きなインパクトが期待されています。また、東京と富山・金沢を結ぶ北陸新幹線が2014年に開通する予定となっています。

経済のグローバル化、情報化の進展等により農林畜産業や製造業などの地場産業において厳しい国際競争、地域間競争にさらされている中で、こうした交通ネットワークの充実は、人、モノの広域的な動きを活発にし、新たな企業の立地、モノづくり産業（製造業）、農林畜産業、観光産業の発展などが期待されます。

【安全性への要請の高まり】

県土の多くが中山間地域にあることや市街地の多くが河川に囲まれた低い平地に立地する等災害に対して脆弱な構造を有しているという要因に加えて、近年の局地的な豪雨等の異常気象による災害の増加、東海地震、東南海地震や内陸直下型地震発生への懸念、橋梁や道路等の社会資本の老朽化に対する対応、農林地の管理放棄等による管理水準の低下が懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっています。

【環境、自然の美しさ、景観に対する意識の高まり】

自然環境の悪化への懸念や東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりに加え、地球温暖化等地球規模の環境問題が顕著になる中で、県民の環境意識も高まりを見せています。

こうした中、清流と美しい山に代表される豊かな自然は、県民の「ふるさとの誇り」となっており、このような自然を未来に伝えていく取り組みが求められています。

また、農山村の荒廃等による地域特有の景観や落ち着いた都市景観の喪失、生活環境、自然環境の悪化が懸念される一方、自然とのふれあいや心の豊かさに対する志向の高まりとともに、平成16年には景観法が制定され、良好な景観形成に向けて取り組みが進められるなど、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより美しくゆとりある県土利用を進めることが求められています。

【地方分権と住民参加の進展】

地域間の交流・連携が進む中で、都市住民が森林づくり活動へ参加する等、土地利用に関し多様な主体の関わりが増大しています。また、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、創意工夫ある取り組みの重要性も高まっています。

ウ 県土利用の課題

今後の県土利用の課題は、県土利用をめぐる諸状況を踏まえ、土地の効率的利用、土地需要の調整の観点から県土の有効利用を図り土地需要の量的な調整を行うこと、地域の活力を生み出し安全性への要請や環境への関心の高まりにこたえる県土利用の質的向上を図ること、さらに土地利用の影響の広域化や多様な参加主体の関わりの増大等を踏まえ県土利用について総合的にマネジメントを進めることにより、より良い状態で県土を次世代に引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行うことです。

エ 持続可能な県土管理の基本方向

(ア) 土地需要の量的調整

都市的土地利用については、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により土地利用の効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。

農林業等に供する土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図ります。

また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換は、容易には元へ戻せないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

(イ) 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用をめぐる諸状況を踏まえ、安心して暮らせる県土利用、清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用、地域の活力が創出される県土利用といった観点を基本とします。

【安心して暮らせる県土利用】

県民が安心して暮らせるように県土利用の面からは、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な利用を基本とし、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえて橋梁や道路等社会資本の計画的な維持管理、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ公益的機能の向上等を図ることにより、安全性を総合的に高めていきます。

【清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用】

美しい自然や地球環境を未来へ伝えていくために、森・川・海をつなぐ清流とふるさとの自然を保全するとともに、循環型社会づくり、地球温暖化の防止、新たなエネルギーの創出・活用等に取り組み、環境負荷の低減に配慮します。

また、美しくゆとりある県土利用を進めるために、ゆとりある都市環境の形成、農山村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成等を図ります。

【地域の活力が創出される県土利用】

人口減少、少子高齢化の進展などの変化の中で、地域の活力を生み出していくために、広域的な交流拡大につながる道路の整備等により新たな企業の誘致、人・モノの交流拡大を図り、モノづくり産業（製造業）、農林畜産業、観光産業等の地域産業を振興するとともに人が集まり経済が循環する拠点性の高い地域づくりを図ります。

(ウ) 総合的マネジメント

土地利用に関し様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大を踏まえ、地域において総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用、県土利用の質的向上等の視点を踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組む必要があります。また、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整に配慮します。

さらに、県、市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、都市住民の森林づくりへの参加等、県民との多様な連携による県土管理を推進します。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、地域類型別の県土利用にあたっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型別のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

ア 都市

人口減少・少子高齢化に対応し、地域の活力を創出するため、集約型都市構造（コンパクトシティ）を視野に入れ、安全性、環境への負荷、美しさに配慮した拠点性の高いまちづくりを推進します。

このため、中心市街地における都市機能の集積や公共交通の利便性向上を推進しつつ、既成市街地においては再開発等により土地利用の高度化を図るとともに低未利用地の有効利用を促進します。市街化を図る区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図ります。なお、新たな土地需要がある場合には既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とします。

また、災害に強い安全な都市の形成、都市緑化等による環境への負荷が少ない都市の形成を進めるとともに、良好なまちなみ景観の形成等により美しくゆとりある環境の形成を図ります。

イ 農山村

農山村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等県民共有の財産であるという認識の下、農林畜産業、地域産業の振興、生活環境の整備、農山村と都市の交流促進を推進し、活力ある農山村づくりを進めるとともに森林整備や適切な農業用施設等の保安全管理により災害に強い農山村づくりを促進します。

このような対応の中で、優良農用地や森林を確保し、地域住民に加え、企業・NPO・都市住民などの多様な参加によって適切な管理を図ります。また、あわせて、農山村における景観、生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

農地と宅地の混在する地域では、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など自然環境の保全のために維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により適正に保全します。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣害被害等の防止に努めるとともに、同観点から都市・農山村との適切な関係の構築を図ります。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図ります。また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、相互の関連性に十分留意する必要があります。

ア 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに県民に安定的に食料を提供するため、優良農用地の確保と整備を図ります。また、良好な管理を通じて雨水の保水・貯留による洪水防止や生態系の保全、良好な景観の形成等農業の有する多面的機能が十分発揮されるよう配慮するとともに、ぎふクリーン農業の推進等により、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。

イ 森林

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材の生産、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など多面的機能を有しており、それらを発揮しうる健全で豊かな森林づくりに向けて、森林の整備と保全を図ります。また、都市周辺の森林については、良好な生活環境の確保のため、緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山村集落周辺の森林については地域社会の活性化等のため適正な利用を図ります。さらに原生的な森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、適正な維持・管理を図ります。

ウ 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全をします。その他の原野については、地域の実情に応じて保全・利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。また、水面・河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全・再生に配慮するとともに水面等が持つ多様な機能の維持・向上を図ります。

オ 道路

【一般道路】

一般道路については、生活や社会経済活動を支え、交流拡大、地域間の連携を促すため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。また、道路整備にあたっては、安全性、防災機能の向上、環境の保全に十分配慮します。特に市街地においては、環境施設帯の設置、道路緑化の推進等により良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

【農道・林道】

農林産物の生産性向上や農林地の適正な管理を行うために必要な用地の確保を図るとともに、施設の適正な維持・管理を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。また、林道については、人工林を中心に開設を進め、人工林の適正な管理につなげていきます。農道、林道の整備にあたっては、周辺環境への影響を十分考慮し、整備を進めます。

カ 宅地

【住宅地】

住宅地については、居住ニーズの多様化、人口・世帯数減少社会の到来、資源制約等のなかで、豊かな住生活を実現するために耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、良好な居住環境が形成されるよう必要な用地の確保を図ります。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえ、適切な土地利用を図ります。

【工業用地】

工業用地については、地域経済の発展につなげるため、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図ります。また、工場移転等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染の防止等に努めるとともに、良好な都市環境の整備のため有効利用を図ります。

【その他の宅地】

事務所・店舗用地等その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、大規模集客施設については、周辺への広域的な影響や景観・環境に対して配慮し、適正な立地を図ります。

キ その他

公園緑地、文教施設等公共用施設については、環境の保全に配慮して必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点からまちなか立地に配慮します。

レクリエーション用地については、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備と有効利用を進めます。

低未利用地のうち、工場跡地等都市の低未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等として再利用を図り、農山村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接・間接的に参加すること等により、農用地としての活用を積極的に図るとともに地域の実情に応じて他用途への転換も含めて有効な活用を図ります。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ア 計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成19年とします。
- イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ197万人、72万世帯と想定します。
- ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
- エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用実態との調整を行い、定めるものとします。
- オ 県土の利用の基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。
- カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

第1表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位：k m²、%

区 分	平成19年	平成29年	構 成 比	
			平成19年	平成29年
農用地	601	584	5.7	5.5
農地	589	572	5.5	5.4
採草放牧地	12	12	0.1	0.1
森林	8,596	8,574	80.9	80.7
原野	7	7	0.1	0.1
水面・河川・水路	280	290	2.6	2.7
道路	302	319	2.8	3.0
宅地	391	400	3.7	3.8
住宅地	243	246	2.3	2.3
工業用地	33	38	0.3	0.4
その他の宅地	115	116	1.1	1.1
その他	444	447	4.2	4.2
合 計	10,621	10,621	100.0	100.0
市 街 地	179	178	1.7	1.7

注(1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成19年欄の市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(3) 構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

(2) 地域別の概要

- ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければなりません。
- イ 地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡）、西濃地域（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡）、中濃地域（関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡及び可児郡）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市）、飛騨地域（高山市、下呂市、飛騨市及び大野郡）の5区分とします。
- ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとします。計画の基礎的な前提となる平成29年における人口は、およそ岐阜地域75万人、西濃地域36万6千人、中濃地域36万4千人、東濃地域33万6千人、飛騨地域15万5千人とします。
- エ 平成29年の地域別の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。
- (ア) 農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、県内の農業生産力の維持強化を図ることとし、全体として減少するものの、岐阜地域120 k m²、西濃地域175 k m²、中濃地域115 k m²、東濃地域90 k m²、飛騨地域84 k m²程度となります。
 - (イ) 森林については、適切な整備と保全を図ることとし、岐阜地域584 k m²、西濃地域981 k m²、中濃地域1,999 k m²、東濃地域1,159 k m²、飛騨地域3,851 k m²程度となります。
 - (ウ) 原野については、東濃地域2 k m²、飛騨地域5 k m²程度となります。
 - (エ) 水面・河川・水路については、岐阜地域51 k m²、西濃地域68 k m²、中濃地域54 k m²、東濃地域41 k m²、飛騨地域76 k m²程度となります。
 - (オ) 道路については、生活や社会経済活動を支え、交流拡大、地域間の連携を促すため、道路整備を進めることとし、岐阜地域58 k m²、西濃地域62 k m²、中濃地域79 k m²、東濃地域56 k m²、飛騨地域64 k m²程度となります。
 - (カ) 宅地のうち、住宅地については、良好な居住環境の形成を図ることとし、岐阜地域78 k m²、西濃地域53 k m²、中濃地域50 k m²、東濃地域44 k m²、飛騨地域21 k m²程度となります。
工業用地については、地域経済の発展につなげるため、工業生産に必要な用地の整備を進めることとし、岐阜地域7 k m²、西濃地域9 k m²、中濃地域12 k m²、東濃地域8 k m²、飛騨地域2 k m²程度となります。
その他宅地については、岐阜地域36 k m²、西濃地域22 k m²、中濃地域21 k m²、東濃地域23 k m²、飛騨地域14 k m²程度となります。
 - (キ) その他については、岐阜地域58 k m²、西濃地域63 k m²、中濃地域125 k m²、東濃地域140 k m²、飛騨地域61 k m²程度となります。
 - (ク) 市街地の面積については、一部地域で都市化の進展による増加はあるものの人口減少等を考慮し、岐阜地域91 k m²、西濃地域31 k m²、中濃地域17 k m²、東濃地域29 k m²、飛騨地域10 k m²程度となります。

(ケ) 上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした地域別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要があります。

第2表の1 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	岐 阜 地 域			
	平成19年	平成29年	構 成 比	
			平成19年	平成29年
農用地	125	120	12.6	12.1
農地	125	120	12.6	12.1
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	586	584	59.1	58.9
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	51	51	5.1	5.1
道路	55	58	5.5	5.8
宅地	118	121	11.9	12.2
住宅地	77	78	7.8	7.9
工業用地	6	7	0.6	0.7
その他の宅地	35	36	3.5	3.6
その他	57	58	5.7	5.8
合 計	992	992	100.0	100.0
市 街 地	92	91	9.3	9.2

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の2 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	西 濃 地 域			
	平成19年	平成29年	構 成 比	
			平成19年	平成29年
農用地	179	175	12.5	12.2
農地	179	175	12.5	12.2
採草放牧地	0	0	0.0	0.0
森林	992	981	69.2	68.5
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	58	68	4.0	4.7
道路	59	62	4.1	4.3
宅地	82	84	5.7	5.9
住宅地	51	53	3.6	3.7
工業用地	9	9	0.6	0.6
その他の宅地	22	22	1.5	1.5
その他	63	63	4.4	4.4
合 計	1,433	1,433	100.0	100.0
市 街 地	31	31	2.2	2.2

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の3 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	中 濃 地 域			
	平成19年	平成29年	構 成 比	
			平成19年	平成29年
農用地	119	115	4.8	4.7
農地	117	113	4.8	4.6
採草放牧地	2	2	0.1	0.1
森林	2,003	1,999	81.6	81.4
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	54	54	2.2	2.2
道路	75	79	3.1	3.2
宅地	80	83	3.3	3.4
住宅地	50	50	2.0	2.0
工業用地	9	12	0.4	0.5
その他の宅地	21	21	0.9	0.9
その他	124	125	5.1	5.1
合 計	2,455	2,455	100.0	100.0
市 街 地	17	17	0.7	0.7

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の4 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	東 濃 地 域			
	平成19年	平成29年	構 成 比	
			平成19年	平成29年
農用地	92	90	5.9	5.8
農地	90	88	5.8	5.6
採草放牧地	2	2	0.1	0.1
森林	1,162	1,159	74.3	74.2
原野	2	2	0.1	0.1
水面・河川・水路	41	41	2.6	2.6
道路	53	56	3.4	3.6
宅地	74	75	4.7	4.8
住宅地	44	44	2.8	2.8
工業用地	7	8	0.4	0.5
その他の宅地	23	23	1.5	1.5
その他	139	140	8.9	9.0
合 計	1,563	1,563	100.0	100.0
市 街 地	29	29	1.9	1.9

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

第2表の5 地域別の概要

単位：k m²、%

区 分	飛 驒 地 域			
	平成19年	平成29年	構 成 比	
			平成19年	平成29年
農用地	86	84	2.1	2.0
農地	78	76	1.9	1.8
採草放牧地	8	8	0.2	0.2
森林	3,853	3,851	92.2	92.2
原野	5	5	0.1	0.1
水面・河川・水路	76	76	1.8	1.8
道路	60	64	1.4	1.5
宅地	37	37	0.9	0.9
住宅地	21	21	0.5	0.5
工業用地	2	2	0.1	0.1
その他の宅地	14	14	0.3	0.3
その他	61	61	1.5	1.5
合 計	4,178	4,178	100.0	100.0
市 街 地	10	10	0.2	0.2

構成比は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

3 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。これらの措置については、「安心して暮らせる県土利用」、「清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用」、「地域の活力が創出される県土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要があります。

(1) 県土利用の量的調整に関する措置

ア 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、容易には元に戻せないことや周辺への影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であってもこれらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している中、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とします。

農用地

農用地を他用途に転換する場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じて無秩序な転用を抑制し優良農用地が確保されるよう十分考慮します。

森林

森林を他用途に転換する場合には、森林資源の保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分に考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

大規模開発

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲であるため、環境影響評価を実施する等周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用転換を図ります。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた上で、市町村の各種計画との整合を図ります。

イ 土地の有効利用の促進

農用地

生産性の向上を図るため、平坦地域においてほ場の大区画化等の整備を集中的に進め、担い手への農用地の利用集積を図るとともに中山間地域においては地域の特性を生かした農業が展開できるよう地域の実情に応じた基盤整備を行います。

また、農業の担い手の育成・確保、地域ぐるみでの農用地の適正管理、鳥獣害対策等により、耕作放棄地の拡大防止につとめ、農用地の有効利用を図ります。

森林

森林については、多面的機能が高度に発揮されるよう適切な整備・保全を行うとともに森林施業の団地化、林内路網の整備、高性能林業機械の導入による生産性向上や県産材利用拡大等により林業の振興を図ります。また、自然とのふれあいの場に適した森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図ります。加えて、森林の整備を推進する観点から、県産材等の利用や木質バイオマスの利活用を促進します。

水面・河川・水路

治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境として機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や人とのふれあいの場の形成を図ります。

道路

長期的な道路整備計画である「県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想」の実現等を通じて計画的な道路整備を推進するとともに、沿道の緑化を推進して良好な道路景観の形成を図り、道路空間の有効利用を図ります。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農用地、森林の適正な維持・管理、農山村の生活環境の向上に資するよう整備を促進します。

宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。加えて、既存住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地におけるまちなか居住の促進や住宅の長寿命化を通じて持続的な利用を図ります。

工業用地については、他地域との連携、交通インフラ整備、産業の構造変化や工場の立地動向を踏まえた工業用地の整備を計画的に進めるとともに、既存の工業団地の未分譲地や工場跡地等の有効利用を促進します。

その他の宅地については、都市機能の適正な配置に配慮し、低未利用地、既存宅地の有効利用を進めます。

その他

低未利用地のうち耕作放棄地については、周辺土地利用との調整を図りつつ、放牧利用の促進や、市民農園として整備し活用する等多様な主体の参画による農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、他用途への転換を図ります。

また、都市地域における低未利用地については、新たな土地需要がある場合には優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ、適正な活用を促進します。

(2) 県土利用の質的向上に関する措置

ア 安心して暮らせる県土の構築

県土の保全と安全性を確保し、災害に強い県土をつくるため、地形等自然条件と土地利用配置との適合性等に配慮しつつ適正な土地利用への誘導を図り、道路や橋梁等既存施設の計画的な維持管理、「八山系砂防総合整備計画」や「新五流域総合治水対策プラン」に基づく土砂災害対策、治水対策を進めます。また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進します。

森林については、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、災害に強い森林づくりを推進します。

また、局地的な大雨や集中豪雨に対する水害対策や、活断層図の作成、緊急輸送道路路上にある橋梁の耐震化、建物の耐震化等の大規模地震対策を進めるとともに、市街地等において地域防災計画に基づく防災拠点の整備、諸機能の分散配置、避難地・避難路となるオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図ります。

イ 環境の保全と美しい県土の形成（「清流の国」づくり）

清流とふるさとの美しい自然を守るために、多様な森林整備等による森林が持つ水源かん養機能の維持増進や農業振興等による農地の保全により、森林や農業が持つ多面的な機能を維持・増進する取り組みを進めます。

岐阜県希少野生生物保護条例、岐阜県レッドデータブックに基づき、貴重な生態系、希少な野生生物の生息・生育地については、その重要性に応じて、開発規制等を行い、適正な保全を図ります。二次的な自然については、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図ります。また、地域固有の生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や森林・田畑・河川・水路などの生息・生育地の連続性を確保し、生態系のネットワーク化に配慮します。

良好な環境の維持のため、地域の実情に応じた下水処理施設の整備により水質浄化に取り組むとともに近隣県と一体となった上下流連携の強化により流域全体の水源保全、水質保全、環境保全対策を促進します。また、大気環境の保全、埋め立ての規制等による土壌汚染の防止、土壌汚染調査等による汚染土壌に起因する被害の防止・対策に努めます。

さらに、「清流環境教育プログラム」を実施し水と緑の教育を進めるなど、清流と自然環境を守る意識を高めていきます。

循環型社会づくりについては、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めつつ、発生した廃棄物の適正な処理を行うために環境保全に十分配慮し、必要な用地の確保を図るとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止と不適正処理案件の早期発見、早期措置に努めます。

地球温暖化対策等地球環境に対する負荷の低減については、省エネルギーへの取り組みやバイオマス等の新エネルギーの導入に取り組むとともに、都市における緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築等による環境負荷の小さな都市等の形成に向けて適切な土地利用を図ります。加えて、

二酸化炭素の吸収源となる森林・農地や都市緑地等の適切な保全・整備を図ります。
歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行います。

また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、都市においては美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山村においては二次的自然としての景観の維持・形成を図るとともに、地域の実情を考慮し住民の意向も十分踏まえた景観の形成を図るため、多くの市町村が景観行政団体となるように支援していきます。

事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

ウ 活力ある県土の構築

儲かる農林畜産業を実現し、地域住民の所得を確保することによって、持続可能な農山村をつくるため、農畜産業については、市場のニーズに対応した産物の生産や輸出の促進等による販売の拡大等、林業については、生産性の向上や県産材の需要拡大等を図ります。

モノづくり産業の振興のため、工業団地の開発支援等により円滑な工業用地の整備を行い、関連企業の集積を図ります。また、業種の盛衰に対応できる地域経済としていくため、今後の市場拡大や成長が期待される航空宇宙産業等の集積を図ります。

地域資源を活かしたまちづくりにより地域の魅力を高めるとともに、近隣県と連携した広域観光を推進し、国内はもとより外国の観光客の誘致を進め観光交流を拡大します。

まちなかの定住・交流や産業育成を図り、人が集まり経済が循環する、拠点性の高い地域をつくるとともに、人口減少地域においては、生活を支える公共交通の確保を図ります。

産業経済発展の基礎となる道路については、広域的な交流拡大や地域間の連携を促進し、観光交流の活性化やモノづくり産業の振興につながる東海環状自動車道等の高規格幹線道路及び地域高規格道路について優先的に整備を進めていきます。

(3) 総合的マネジメントに関する措置

ア 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

イ 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法のほか、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの適切な運用により、また、本計画、市町村計画等の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進します。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適正な調整を図ります。

ウ 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山村における総合的環境の整備を図ります。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮します。

エ 県民との多様な連携による県土管理

土地所有者に加え、多様な主体が県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できます。このため、国、県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民等多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく取り組みを推進します。

オ 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査等土地に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。さらに、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

カ 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等にあって各種指標の活用を図ります。

【参考資料】

付表 1 土地の利用区分

区 分	定 義
農用地	農地法第 2 条第 1 項に定める農地及び採草放牧地の合計。
森 林	国有林と民有林の合計。林道面積は含まない。
原 野	森林以外の草生地から採草放牧地及び国有林に係る部分を除いた土地。
水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計。
道 路	一般道路、農道及び林道の合計。車道部、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。
宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。住宅地、工業用地、その他の宅地からなる。
その他	県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」を除いた土地。